

議案及び説明
並びに参考資料
(その3)

令和5年12月定例会

池田市

目 次

議案第100号 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	1
説 明	3
参 考	4

議案第100号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
一部改正について

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

出産被保険者の保険料の減額措置のうち介護納付金賦課額の減額措置について、その適用の対象を介護納付金賦課被保険者である出産被保険者に限定するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(案)

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和5年池田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条の4の次に3条を加える改正規定中「第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中」の次に「「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、」を、「第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中」の次に「「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
一部改正について

- 1 出産被保険者（出産する予定の被保険者又は出産した被保険者をいう。以下同じ。）の保険料の減額措置のうち、介護納付金賦課額の減額措置の適用については、その出産被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合に限定するものであること。

（第17条の4の次に3条を加える改正規定の改正関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第100号 参 考

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前略)</p> <p>第17条の4の次に次の3条を加える。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第17条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(前略)</p> <p>第17条の4の次に次の3条を加える。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第17条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額</p>	<p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「<u>出産被保険者をいう。以下同じ</u>」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ</u>」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額</p>

改 正 前	改 正 後
<p>の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額) とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に1/2を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に1/2を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の7」とあるのは「第13条の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額) とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に1/2を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に1/2を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「<u>に出産被保険者</u>」とあるのは「<u>に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「基礎</p>

改 正 前	改 正 後
<p>とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に関する届出)</p> <p>第17条の6 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、当該特例対象被保険者等について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>(出産被保険者に関する届出)</p> <p>第17条の7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、当該出産被保険者について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、当該届出により明らかにすべき事項を当該届出によらないで市長が確認することができるときは、これを省略させることができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に関する届出)</p> <p>第17条の6 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、当該特例対象被保険者等について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>(出産被保険者に関する届出)</p> <p>第17条の7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、当該出産被保険者について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、当該届出により明らかにすべき事項を当該届出によらないで市長が確認することができるときは、これを省略させることができる。</p> <p>(以下略)</p>